

東京都議会議員選挙

東京都議会議員の任期が令和7年7月22日に満了することに伴い、東京都議会議員選挙が執行されます。

あなたの大切な一票を活かすため、投票日には必ず投票に行きましょう。



令和6年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール
東京都奨励賞 羽村第一中学校 小林美琴さんの作品

投票日 6月22日(日) 午前7時～午後8時
開票 6月22日(日) 午後9時～ 羽村市役所 4階 大会議室

羽村市で投票できる方

●すでに羽村市の選挙人名簿に登録されている方と、今回の選挙時登録により登録される方

今回登録される方は、次の要件を満たす日本国民の方です。

- ①平成19年6月23日までに生まれた方
- ②令和7年3月12日までに転入届出をし、引き続き羽村市にお住いの方

令和7年3月13日以降に転入した方

羽村市の選挙人名簿には登録されませんので、羽村市では投票できません。ただし、東京都内の市区町村から羽村市に転入届出をされた方で、前住所地等の選挙人名簿に登録されている場合は、その住所地で投票できます。東京都外から転入された方は投票できません。

詳しくは、前住所地等の選挙管理委員会へお問い合わせください。

市外へ転出した方

羽村市から都内の市区町村へ転出した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されておらず、羽村市の選挙人名簿に登録されていれば、羽村市で投票できます。

この場合、新住所地で発行される「引き続き都内に住所を有する旨の証明書(無料)」があると、確認に伴う時間が短縮できます。

なお、東京都外に転出された方は投票できません。

最近市内で転居した方

5月28日(水)までに転居の届出をした方は、新しい住所地の投票所で投票できます。29日以降に届出をした方は、前の住所地の投票所で投票してください。

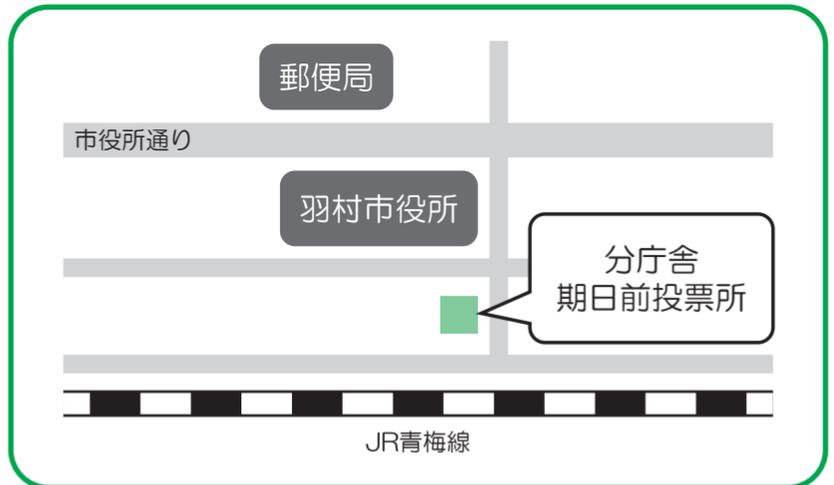
入場整理券

有権者一人ひとりにはがきで郵送します。期日前投票をされる場合、入場整理券(はがき)の裏面下段の宣誓書欄をご記入のうえお持ちください。

届いていない場合や忘れた場合は、投票所の受付に申し出てください。

当日都合の悪い方は期日前投票を

期 日 前 投 票	
期 間	6月14日(土)～6月21日(土) *期間中は毎日受付しています
時 間	午前8時30分～午後8時
場 所	市役所分庁舎1階 第1会議室
持ち物	入場整理券(入場整理券が届く前でも投票できます)
*期日前投票には宣誓書(はがきの裏面)の提出が必要となります	



候補者を知るには

【選挙ポスター】候補者の選挙運動用ポスターは、市選挙管理委員会が設置する「公営ポスター掲示場」に掲示されます。ポスター掲示場は市内に73か所あります。

なお、公営ポスター掲示場を壊したり、ポスターを汚したりすると罰せられます。

【選挙公報】候補者の政見や経歴などを掲載した選挙公報を6月17日(火)頃から各世帯へ配布します。

なお、次の場所にも備えますのでご利用ください。

- ・選挙管理委員会(市役所分庁舎)・市役所1階案内係
- ・コミュニティセンター・図書館・スポーツセンター
- ・スイミングセンター・ゆとろぎ・水道事務所
- ・郷土博物館・保健センター・産業福祉センター
- ・いこいの里

*東京都のホームページでもご覧になれます。

不在者投票

【遠隔地に滞在中の方は】

出張等で遠隔地に滞在し投票所へ行けない場合、事前に選挙管理委員会宛に「不在者投票請求書・宣誓書」を提出し、投票用紙等の請求をしてください。投票用紙等をお送りしますので、届いたら滞在地の選挙管理委員会へ行き、投票してください。

●請求及び投票できる日は、共に選挙期日の前日(6月21日)までとなっており、郵便でのやり取りとなりますので、お早めの手続きをお願いします。

●不在者投票請求書・宣誓書の様式は、市公式サイトからダウンロードできますのでご利用ください。また、オンラインによる請求も可能です。

【入院中の方などは】

投票日に入院していたり、老人ホームなどの施設に入所して投票所へ行けない方は、その病院や施設が都道府県選挙管理委員会の指定施設であれば、施設内で不在者投票ができます。投票を希望する場合は、施設の責任者にお申し出ください。

【郵便等による不在者投票】

身体が不自由なため投票所に行くことが困難な場合に、ご自宅などで投票用紙の記載を行い、郵便等を利用して投票を行うことができる制度です。

この制度を利用できる方は、

- ①「身体障害者手帳」又は「戦傷病者手帳」をお持ちで、次の表に該当する障害名、障害等級が明記されている方
- ②介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」である方

この制度を利用するには、「郵便等投票証明書」が必要となります。ご希望される方は、お早めに市選挙管理委員会でご手続きをお取りください。

●上肢、視覚の障害が①の手帳の1級又は特別項症から第2項症までの方は、あらかじめ届け出ることにより、代理記載をさせることが認められます。詳しくはお問い合わせください。

●郵便等による投票用紙の請求は6月18日(水)までです。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫機能、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

投票所一覧

投票区	投票所名	所在地
1	羽村東小学校多目的室	羽東 2-18-1
2	羽村第一中学校特別支援学級教室	羽中 3-6-33
3	羽村西小学校ミーティングルーム	羽加美 4-2-9
4	小作台小学校体育館	小作台 4-13-1
5	栄小学校体育館	栄町 2-17
6	羽村市役所 1階市民ホール	緑ヶ丘 5-2-1
7	富士見小学校体育館	五ノ神 4-9-5
8	羽村第二中学校ステップルーム	富士見平 1-16
9	武蔵野小学校プレイルーム	川崎 693-1
10	神明台会館	神明台 1-17-4

投票の手順

①受付・名簿照合

ご本人の入場整理券を提出し、照合を受けてください。

②投票用紙の受取

投票用紙交付係で、投票用紙を受け取ります。

③記載所で記入

記載所で、候補者一人の氏名を記入します。

④投票箱へ

記入した投票用紙を、投票箱へ入れて投票は終了です。

●点字投票

目の不自由な方のために、点字器を用意していますので、係員にお申し出ください。

●代理投票

身体の障害やケガなどのため、ご自分で投票用紙に記入ができない方は、代理投票をご利用ください。係員が決めた手順で代筆します。なお、投票の秘密は固く守られます。

その他

●SNS

SNS等を利用した候補者への誹謗中傷や虚偽の掲載が発生しています。このような行為は、刑法や公職選挙法によって処罰されます。

表現の自由を乱用して選挙の公正を害することのないよう、SNS等の適正な利用に努めてください。

なお、18歳未満の選挙運動はSNS等を含め禁止されています。

●親子づれ投票

選挙人の同伴する子ども(18歳未満の方)は投票所への入場ができます。親子づれ投票は子どもの将来の投票につながっています。

羽村市公式サイトで、投票・開票の速報をお伝えします。

URL <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>

*集計作業に時間がかかる場合や、通信事情によりリアルタイムにはアクセスできないこともありますので、ご了承ください。

みんなで投票 住みよい羽村

発行 令和7年6月 羽村市緑ヶ丘 5-1-30

羽村市選挙管理委員会 ☎042-555-111 内 680~682